

### 青少年健全育成講演会の開催

- 日時 1月22日(日)10:00~12:00(受付9:30~)
  - 場所 げんきの杜 研修室
  - 講師 元福岡県警少年育成指導官(少年補導職員) 楢橋 照子 氏
  - 演題 「思春期の心のサインを見逃さないように」
  - 定員 40名程度
  - その他 どなたでもお気軽にお越しください。(参加費無料)
- 問い合わせ先  
上毛町青少年健全育成町民会議事務局  
(上毛町教育委員会内) TEL 72-3111(内線176)

### 京築地域「文化の力」による地域活性化プロジェクト 京築神楽子ども体験講座 神楽を体験してみませんか？

京築地域に伝えられる神楽。あなたも鬼に変身してみませんか？  
また、子どもたちに神楽に興味を持ってもらうことで、後継者の育成に努めたいと考えています。ぜひ親子で参加しませんか？



- 日時 1月21日(土) 10:00~11:30
- 場所 豊前市多目的文化交流センター
- 参加費 無料
- 講師 小原神楽講(築上町)
- 対象 京築地域の小・中学生及びその保護者
- 申込 1月13日(金)までに  
①子どもの氏名、②保護者の氏名、③お住まいの市町名、④連絡先をお知らせください。

●申し込み・問い合わせ先  
神楽の里づくり推進協議会(豊前市総合政策課)  
TEL 82-1111(内線1339)

当日の午後は京築神楽定期公演が開催されます。学んだ知識を持って改めて神楽を見てください。  
高校生以下無料、18歳以上当日1,000円です。

### 平成23年度 豊前市外二町清掃施設組合 リサイクル講座受講生募集

- 講座名 布ぞうり作り
  - 講座開催日 2月10日(金)・3月2日(金)  
2回コース 10:00~12:00
  - 募集人数 20名
  - 申込期間 1月10日(火)~1月27日(金)
- 申し込み先  
豊前市外二町清掃センター(リサイクルセンター)  
TEL 82-2192  
受付時間 8:30~16:30

### 農地の転用には許可が必要です！ (無断転用は、法律違反)

- ◎農地を農地以外に転用する場合  
農地を転用するときは、転用許可を受けなければなりません。農地転用とは、住宅や駐車場、資材置場など、農地以外の目的に転換することです。  
なお、一時的に資材置き場などに利用する場合も転用になります。
- ◎許可を受けずに転用したり、許可どおりに転用しなかった場合  
許可を受けずに無断で農地を転用した場合や転用許可申請の計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することになり工事の中止や原状回復などの命令がされる場合があります。また罰則が適用される場合もあります。  
詳しくは、農業委員会事務局または地区の農業委員さんにご相談ください。  
なお、転用申請受付の窓口は、農業委員会で行っており毎月25日を受付締切日としています。

●問い合わせ先  
産業振興課 農地係  
(農業委員会事務局)  
TEL 72-3111(内線184)



### 「ふくおか省エネ・節電県民運動」 実施中

- 電力需要の増加する冬場を迎え、福岡県では、夏に引き続き「ふくおか省エネ・節電県民運動」を12月1日(木)~3月30日(金)まで実施します。  
この運動は、この冬の省エネ・節電宣言を行った県民に対し、「宣言証」を贈呈し、協賛企業の店舗に宣言証を提示すると、割引などの特典が受けられるものです。  
なお、夏に省エネ・節電宣言を行った県民については、再度、申し込みをする必要はなく、引き続き特典が受けられます。  
詳しくは、下記までお問い合わせください。



- 申込期間 12月1日(木)~3月9日(金)
  - 申込方法  
ふくおかエコライフ応援サイト(<http://www.ecofukuoka.jp/>)にアクセス、または福岡県が配付する宣言書によりお申し込みください。
- 問い合わせ先  
福岡県環境部環境保全課地球温暖化対策係  
TEL 092-643-3356

## 町営住宅入居者募集について

町営住宅の入居者を次のとおり募集します。  
入居を希望される方は期限内に住民課に申込みしてください。

- 入居者資格  
(上毛町営住宅条例第5条及び第6条、同条例施行規則第2条による)  
1. 現に同居し、または同居しようとする親族があること。  
2. 収入月額が158,000円以下であること。  
※収入月額とは同居しようとする世帯全員の所得合計額から扶養家族の諸控除を差し引き後の金額の12分の1です。  
3. 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。  
4. 国税、地方税等を滞納していない者であること。  
5. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。  
(同居または同居しようとする親族も含む。)

- 入居者の決定方法 選考または抽選
- 申込受付期間 1月4日(水)~18日(水) 平日の8:30~17:15
- 問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

団地名	野間団地、緒方団地
募集戸数	各1戸
団地場所	野間団地:上毛町大字東下1440番地1 緒方団地:上毛町大字緒方387番地
家賃	所定の算出方式による
入居予定日	2月1日(水)



## 荒廃森林再生事業を実施していきます

福岡県では、荒廃した森林を再生し、健全な状態で次世代へ引き継ぐため、平成20年度に森林環境税を導入しました(個人の場合、県民税として年間500円を納めていただいています)。  
町は、この税を活用して森林の整備(間伐)などを行う荒廃森林再生事業に取り組んでおり、平成23年度までに150haの間伐などの森林の手入れを行います。24年度も引き続き25haの間伐などを計画して、町内の荒廃した森林に手入れを行い、健全な森林をつつていきます。  
森林には木材生産の機能だけでなく、水源かん養機能、土砂災害などを防止する機能、保健・レクリエーション機能など、公益的に重要な役割を持ち、直接森林を所有していなくても、誰もがさまざまな森林の恩恵を受けています。緑豊かな町の森林を次世代に引き継ぎましょう。

- 問い合わせ先 産業振興課 農政係 TEL 72-3111(内線182)



■間伐実施前



■間伐実施後

間伐をしたことにより、日光が地面に届き、下草が生えたことによって保水力が高まり、地滑りなどの災害の危険性が大幅に減少しました。